

会議録

日 時	平成30年3月6日(火) 18時30分～19時20分
会 場	北広島市役所1階 多目的室3
出席委員	渡邊会長、福与副会長、数納委員、西澤委員、 堀委員、斉藤委員、成田委員、中山委員
欠席委員	柳田委員、重山委員
市出席者	千葉子育て支援室長、記内児童家庭課主査、葛西児童家庭課主事、 金田児童家庭課主事
傍聴者	4名

○会 長 : ただいまから、3回目の北広島市の子どもの権利推進委員会を始めたいと思います。皆さんに事前に資料が配布されていると思いますので、ご意見があれば沢山出していただければありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは式次第の2番目になりますけども、パブリックコメントの結果について資料1のほうを事務局からお願いいたします。

●事務局 : (資料1に基づき各委員に説明する)

○会 長 : はい、ありがとうございます。今1月5日から2月2日までの大体約1ヶ月間位間で行われたパブリックコメントについての市のほうの考え方を発表していただきましたけれども、委員の皆さんから何か御意見があったらお願いいたします。

○A委員 : 1ページ目の1番最後なんですけどね、市の考え方として、子どもの権利の周知につきましては学校の協力を得るなど効果的な広報啓発活動に務めてまいりますってことなんですけども、具体的にはどういった事が予定されてますでしょうか。

○会 長 : 事務局お願いいたします。

●事務局 : これまでも、各学校の方に啓発のチラシとかカードを全部の小中高生に配布しております。それとあわせて、昨年度につきましては各学校を相談員と職員が直接周りまして各学校の教頭の方に、改めて内容の概要を権利の概要についての説明をさせていただきまして周知をしました。また、30年度来年度につきましては、新たな啓発活動ということで啓発に係る子どもに配布できる何かグッズ的なものですね、作成なり購入してそれを配布して、さらに周知を図っていきたいというふうに考えています。

○会 長 : よろしいでしょうか。ほか、御意見がありましたらお願いいたします。パブリックコメントについてよろしいでしょうか。大丈夫ですか。昨日からなんですけど、このパブリックコメントですね1カ月間の中での意見提出件数というの

会議録

が、3件、3人ですね16件ってことなんですけども、他のいろんな施策だとかについてのパブリックコメントが出てきますよね。それから比較できないのかもしれないですけども、この数としてはどうなのでしょう。

●事務局： 計画の性格とかいろいろなもので違うんですけども、全く1件もない1人も1件もない計画も数多くございますし、また今回のように多くの件数を寄せられるパブリックコメントもございます。今回のこの権利の推進計画につきましては、新たな計画を今回いろいろたくさんほかにもですね、計画もございましたし予算関係もたくさんあったんですけども、計画の中では、意見の件数は多かったほうだというふうに認識しております。予算関係のほうはかなりの量の意見を寄せられておったようですけれども、計画の中では多い方の部類だというふうに捉えております。

○会長： はい、ありがとうございます。ちょっと確認不足で、その辺りではほかのところから見るとどうなのかなとちょっと疑問があったものですから。パブリックコメントのことにつきましてはよろしいでしょうか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。それでは議題の3番目になりますけれども、第2次子どもの権利に関する推進計画案の説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

●事務局： 第3回目の推進委員会ということでこれまで2回の中で計画案を皆様に内容を見ていただきまして意見をいただきそして前回の委員会の中で案ということで決めさせていただきました。今回パブリックコメントを行いまして3名の方合計16件のパブリックコメントをいただいたところでございます。パブリックコメントの内容につきましては先ほど担当の方から御説明しましたとおり計画そのものを、なにか大きく変えるとかという意見ではなくて、どちらかというとな後のですね、各施策において前向きな意見が非常に多かったというふうに捉えております。したがって計画案につきましては、1部の文言の修正としまして今回配布しております前回の案と内容的には同じなんですけれども、その案のとおり進めさせていただきたいというふうに考えてございます。今回いただきましたパブリックコメントでの各種意見につきましては、子どもに関する市の中で実施している施策が100を超えるような施策がございますが、その中でこのいただいた意見を、できるだけ反映できるところは反映させていながらですね、よりよい計画にしていきたいというふうに考えているところでございます。今回お配りしております最終案につきましては縁故箇所について担当の方から述べさせていただきたいと思っております。

(第2次子どもの権利に関する推進計画について資料2に基づき、説明)

○会長： 今、事務局の方からも変更点につきましては、9ページのところ1カ所だけと

会議録

ということですけども皆さんこの推進計画案が出て何か確認しておくこととか質問だとかがありましたらお願いしたいなと思いますけどもよろしくお願いします。B委員お願いいたします。

○B委員： これは私の単なる質問なんですけれども、9ページに今の訂正箇所の文言なんですけど、アンケートなどでは利用したことがありますかっていう文言で、アンケートをとっていますが、その結果としての文言が地区別の利用経験は以下のとおりとなりました。この利用経験という言葉がちょっと「経験」を入れる必要があるのかその辺皆さんの意見を聞きたいと思ひまして。

○会 長： 事務局どうお考えでしょうか。

●事務局： 確かに、なくても通じると思います。そのように修正させていただきます。よろしいですか。45ページに前回もそうだったんですけども、各委員の方のお名前を載せさせていただくということでよろしいんですね。

○会 長： 何か御都合の悪い方いらっしゃいませんか？大丈夫ですか。よろしいですか。はい、B委員お願いします。

○B委員： これは順番が私が上になっていて、ちょっと委員長が上になった方がいいんじゃないかと。

●事務局： 順不同なんですけども。

○B委員： ですけど、教育の分野を1番上に……。普通名簿ではこういう業種別ではなかったんですけど……。

●事務局： 権利の条例第26条におきまして権利の推進委員会の設置の規定がございます。その中の文書の中の順番が、人権が一番上なんです。人権、福祉、教育、そして公募の順になっているので条例の順に合わせているという、単にそれだけのことで何なので、余り気になさなくてよろしいかと思ひます。

○会 長： B委員、よろしいですか。ほか委員の皆様から何か御質問とか……お願いいたします。

○C委員： 質問お願いします。アンケート結果は何か活動に活かしていますか。民生委員や学童の先生、児童館の先生など活動に活かせると思うんですけどどのように活かしていますか。

会議録

○会 長： 事務局お願いいたします。

●事務局： 前回はそうなんですけどもこの計画に、このアンケート結果を添付しまして公開して、配布等しております。役所の中の各課とか、担当もそうなんですけどもこの内容を見ながら自分のセクションの事業の企画なりを押し進めていただくということになっております。これをすべて反映されてるかとかどうか別にしまして目に触れるようにはしているところでございます。

○会 長： よろしいですか。はい、C委員お願いします。

○C委員： 私、民生委員やってるんですけどもこの子どもの権利推進員のいろんな計画だとか、必ずパブリックコメントの結果だとか、それから決定するこの推進計画ですとか、っていうことについてですね。何と言いますか、我々自身も非常に認識が薄いついていう部分もあるんですけどね、こういったことを何て言いますかね、アピールするPRするそういった場ってというのは、例えば市で今いろいろやってますけどもそういった所での発表の場っていうかそういったことはやっておられるのでしょうか。

○会 長： 事務局お願いします。

●事務局： おそらく、民生委員の何かの会合とかそういうところで内容権利の推進計画の内容をお披露した事は、直接的にはたぶん今まではなかったと思います。今の委員の意見受けまして例えば全体の会議の中でやるのは、なかなか難しいかもしれませんで、地区別でたしか年に数回集まる機会があつて、私たちもそこに行く機会がこれまでもあつたんですけども、そのような中で今回改定になりますので、こういった条例に基づいた推進計画に基づいて、各施策を実施しておりますという概要の御報告をすることが可能かと思ひます。

○会 長： C委員よろしいですか。はい、D委員お願いいたします。

○D委員： 内容に関してちょっと聞きたいんですけども、19 ページの上の権利の相談救済と侵害された権利の回復の支援の中で、取り組みの真ん中ら辺に権利を回復するための支援を行うとあるんですよ、ケース・バイ・ケースだと思いますし、実際いろんなパターンがあると思うんですけど、具体的にというか実際どういう事例があつたのかとかちょっとこの文言からなかなかイメージがわきづらくて、どういった取り組みでやっているのかなとちょっとそこらへんお願いします。

○会 長： 事務局お願いします。

●事務局： 流れから申しますと、権利の救済委員会というのがまず条例で設置されてお

会議録

まして救済委員が3名おります。そこに権利専門の相談員が1名おまして、非常勤職員で雇用しておりますが、そこに子どもの権利の関心の相談が来ます。その中で相談する側がですね、相談の内容にもよるんですけども、単純にほんと話だけ聞いてくださいで終わる場合もありますし、内容によってはちょっと納得がいかないので救済委員会に申し立てたいというようなこともまれにございます。内容としましては、ほんとに小さい子供は直接自分で言うことが困難ですので、だいたい保護者の方が相談に来られてまして例えば教育保育施設、幼稚園保育園の中で子どもが例えばその中で受けた扱いについて子どもの権利を侵害されてるんでないかと。という相談の元、いろいろ相談を重ねましてそれが本人がやっぱり最終的に納得いかないんで、申し立てしたいということがあれば、救済委員に申し立てとなりまして救済委員会の中でその申し立ての内容について協議します。で、内容によっては事情聴取とかですね、内容確認しないと何も前に進みませんので、救済委員が直接当事者から話を聞いてですね、内容を確認します。その内容によって、例えば申し立てた人が申し立ててる団体とか機関とか個人とかあればそこに対して救済委員会がこういう申し立てがあって、こういう内容なんですけどもどうということなんだろうかとということで、直接救済委員会が内容を確認したり是正措置を求めたり、またその上に行きますと市長に対して救済委員会がその内容ですね市長に伝えて、市長が最終的には是正勧告とかそういう文書によって勧告というような大きく言うとそういう流れになります。これまで2件救済の申し立てがあったのは2件です。

○会 長： よろしいですか。

○D委員： ありがとうございます。勉強になりました。

○会 長： ほかこの推進計画案につきまして……。はい、E委員さんお願いいたします。

○E委員： 今案を昨日もらったんですけど、郵便受けにあって慌てて見たんですけどやはり私、民間でしか働いたことがないのでこの市役所のシステムが余り把握はできないんですが、所轄課がすごいっぱい分かれてますよね。結構広報を見ると、結構頻繁にこう課が担当変わって異動になってるので例えばこの子どもの権利救済の委員会の中で3年なり4年なり継続して必ずこの課の人はいるよとか、っていう取り決めみたいなのは市のほうであるんでしょうか、ころころ変わられるとどういシステムになってるのかなと思って、すいません。

○会 長： 事務局お願いします。

●事務局： 決まったシステムというのはございません。人事案件につきましては、市長が全部人事を統括して一任しておりますのでただうちの市役所に限らず公務員全

会議録

一般的には、3年前後で異動するというのが一般的に多いパターンでございます。それはどうしてかということまではちょっとなかなかいくつか理由はあるんですけども、確かにセクションによっては長くいたほうが市民側からすると安心感とかまた同じ人に相談できるとか特に相談事とかってというのは人が変わったりすると、また1からのスタートということで、なかなか大変だということも承知しております。ただ相談員については、ある程度長い今子育て支援室に子どもの権利の相談員が1名で家庭児童相談員というのがいうのが4名いて計5名おるんですけども、この5名については基本的に異動はないので本人が辞めるとか、あと期限付きなものですから、期限最大15年なんですけどもそれいくまでは基本的にはおります。ただ、私たち市の職員は結構人事異動とかで異動になるんですけれども、その辺についてちょっとどうしようもないというか申し訳ございません。

○会 長： E委員、よろしいですか。その他にはありませんか？

○B委員： それに関連するんですけれども前回やはり子どもの権利条例をいろいろ施行していくのに市役所その他機関いろいろな課が担当していて、ここに電話をすれば子どもの権利に関する事、それから子どもに関する事、貧困に関する事、ワンストップで受け付けられるようなそういうお考えもちらっと大きくお聞きしたんですけれども、児童家庭課は本当に大変だと思いますが今どんなお考えか、これからどういうふうかとお考えがあったら聞きたいんですけれども。

○会 長： 事務局お願いいたします。

●事務局： 私の一存で何ともしがたいんですけれども、今この計画のあるとおり、教育委員会もありますものすごい横断的に係わりがあるということで、今年平成30年度機構改革がございまして、今子育て支援室っていうのが私いるところで、保健福祉部の中にあるんですけど、これを4月から独立してちょっと部になって分かれるんですよ、保健福祉部と。それで中のやってる内容はすぐには変わらないんですけれども、そのワンストップ窓口という部分では、将来的にそういうことも検討されていくことになると思いますし、今子育て支援包括支援センターという制度が新たに始まっているんですけれども、これは後2年後ですね、2年後年度末までにこれに全自治体に移行するという事になってます。北広島のほうも30年度において、その新包括支援センターという組織をどういうふうにしていくかと検討することになると思います。で実際31年度から多分なるんですけども、これは子どもさんがお腹に入ったときから生まれていろんな育ちの過程の中で、ある程度窓口を1つにするなり1つのシステム的にやりましょうっていう制度なんですね。そうゆうところでまずは今よりはちょっと縮まるのかなというふう

会議録

に思ってますし、そことまた 18 歳までの部分で権利も含めて非常に幅広いんですけれども、すべてをワンストップにできるかどうかちょっとわかりませんが、できるだけ市民の方が利用しやすい組織であるべきだというふうに思っています。

○会 長： よろしいですか。ほかございませんか。F 委員お願いいたします。

○F 委員： 今私たちがちょっと所属しております民生児童委員の中で児童福祉委員会というのがございます。その中で今ちょっと話になっているのが給食の話で、学年学校によっても違うんですが、食べる時間がとても少なくなって、子どもたちが家へ帰ってくるとお腹が空いていて、おやつを食べるといふことがあるということが今、市の委員会の中で話題になっておりまして、この取り組みの中で児童生徒が健康な生活を送る事が出来るよう、給食を提供するという案なんですけどその時間というのも結構子どもにとっては大切なことだと思っております。何校かに聞いたところやっぱり先生、学校、クラス学年によっても全く違うようなんです。で、中学生に関してはもう大丈夫だよという、まあ体も大きくなってるので時間も食べきれちゃう。ただ子どもによって先生によって違うっていう状況がちょっとあるということを知ったもので、その辺ちょっとどのような感じで、今話題に出ていることをちょっとお話ししてみました。

●事務局： おそらくは各学校で給食指導の時間があって、その中でおそらく多分特に低学年だと食べるのに時間がかかるかもしれませんし、先生によっては多分その給食の指導の時間を他のことにも使いたいということで多分いろんなことをされてるんだと思うんですよね。どうしても学校のカリキュラムの時間の中でやらなければならないくて、給食の時間 5 分か 10 分で最低でも何かクラスで何かやりたいことがあったりとかって、多分そういう感じなのかなとも思うんですけども……。その辺はちょっと給食の委員会の中で、その話出ているんでしょうか。ちょっと私、そこはわからないんですけども……。

○F 委員： これから来年度、4 月以降になるんですけど、私たちの中で給食、食育について取り組んでいて、給食センターや学校や私たちが給食試食会をやってどのような状況かというのは、今後私たちもちょっと見ていきたいねということは話をしまして、低学年はもともと遅いんですよね。でも中学年 4 年生とかもちょっと遅いよ、ってところもあって今いろんなやり方になるらしいんですね、先生によっては。だからその先生によって食べる時間が少ないとなると子どものそこで栄養をここで書いてるのに、その栄養が取れないっていうのはちょっと問題なのかなあとということがありまして、これから私たちの 1 年間の課題で、取り組んで行くとは今思っています。

会議録

●事務局： はい、ありがとうございます。

○会長： その他に、質問などありませんか？

○E委員： 以前給食の委員をやっていて、何回か会議のときにもそういう話が出てそれと一緒に給食を終わってからの歯磨き時間もないという話も出て、先生たちとも会話するときがありまして、内容を聞いたんですけど学校によっては放課後を一斉に帰ることを実施するために、昼休みに掃除をさせる。一斉にするから、その掃除時間に合わせるように早く食べなきゃなんない。残したら残したで終わりなんだという学校とあと給食は大事だから食べさせて放課後に掃除させてもいいという。その地域によってのお母さんたちの意見もあって早く帰ってきてほしいという地域もあれば、帰り掃除して帰ってきてもいいから、ご飯をちゃんと食べさせて欲しいという、地域の特性もいろいろ伺ったので、一括でこうしなさいっていうのって、非常に難しいと思うんです。先生にもいろんなタイプがいますので、なのでほんとこれってすごい食育、それから安全健康に係わってくるので難しいことだと思うんですけど、これを一括でこうしようってなかなか大変ですよ。なのでその地域とか先生方によってどういうふうにしているかをまず聞いて保護者の意見も聞いているという段階的なものを少しずつでも進めて欲しいなと思います。

●事務局： これあれですよ、食育とか給食だけじゃなくて、やっぱり食育とかって市役所でいうと、健康推進課とかっていうことで食育計画とか市の方では作っておりますので、今回学校給食センターの建て替えとかの関係で今後ますます給食に関する議論とかというのはそういう話し合いの場面というのは、今まで以上に多くなるのかなというふうにも思いますので、今日はこの権利の中でそれも1つの子どもの権利だと思いますので、御意見が出された部分については、各教育委員会なり健康推進の方にお伝えするとともに、それぞれの給食に関する委員会とかの中でも、ぜひ関係される方は意見を出していただければなというふうに思います。PTAとかではそういう話って出てます？

○E委員： PTAの方も食育に関してはすごい頑張ってるほうだと思うので、各研究科大会でも必ずテーマにあがりますし、もちろん部学校の代表として給食センターへの意見も言いますし、アレルギーのお子さんも多いのでそういう係わったこととか、あと学校であるお祭りですとか、イベントとのことに関しても食育をからませないのかよくあります。やっぱりその中で、お母さん方が1番心配してるのは虫歯ですね。どうしても限られたなんていうんですか洗面所でないですけど、ないので歯を磨かせられないって先生が言うんですよ、その並んで20~30分1人3分かけて、磨かせて30人40人並んだら給食終わってから昼休みもないし、

会議録

授業にかぶってしまうこともある。だから絵の具も別の授業なんですけど、図工の絵の具のパレットですか、あれも洗うこともできない、書道の筆も洗うこともできない、歯磨きもできないという状況が今の学校で、学校も先生方授業をどんどんどんどん英語も含めて増やされて、道徳もやらされてっていう上で、あれもやれこれもやれというのは無理だと。なので削る部分といえばその休み時間を削ったりとか、給食の時間をちょっと短くしたりとか、あと読書の時間を5分カットしたりとかってそういう努力じゃないととてもじゃないけど、1年間でこのカリキュラムをすべてこなせないっていう意見はすごく聞きます。なので、お母さんがたからも子どもの安全、先生方から僕たちは24時間の勤務なんだぞっていうこのなんて言うんでしょう、PTAは結構板ばさみの状況にあることもあります。

○会 長： 今日、学校の先生2人ともお休みなんで直接聞ければ良かったんですけどもね。それでは、その他の委員の方から、御質問等ありませんか。

○G委員： 勉強不足ですいません。一つ教えてほしいことが22ページの(9)の障害のある子どもに対する社会参加の促進なんですけど、ほかの項目については市のこの事業だとか、この動きだとか想像できるんですが、事業名の障がい者相談支援事業の中でその事業の中で具体的に社会への参加を社会への積極的な参加を図る取り組みって相談支援事業の中では何だったか、ちょっと疑問というかわからなかったんですけど、具体的に何かありましたでしょうか。相談支援事業の中ではなかなかちょっと想像がわからないんですけども、どうでしょう。

○会 長： 事務局お願いいたします。

●事務局： こちらはですね、詳細につきましては確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○会 長： ほか、各委員の方から何か御質問ありませんでしょうか。よろしいですか。それでは推進計画案を終了したいと思います。よろしく申し上げます。次の4番目になりますけども答申案ですか。お願いいたします。

●事務局： 第2次子どもの権利に関する推進計画についての答申案ということであわせて資料等送付させていただきました。今回平成29年度第1回の推進計画のときに、この第2次計画について基本的な考え方についての諮問というのをさせていただいておりました。この会議の中でですね、直接触れさせていただくというのを、ちょっと漏れてしまって大変申しわけないんですけど、こういった形になっておりました、それに対する委員会の方としての答申ということで案を用意させていた

会議録

できました。国としては推進委員会3回の中で、あの会議の中でいろいろ御検討いただきまして第2次の計画について、意見をまとめていただいて答申をしていただくというような中身になっております。さらに一番下に入ってるんですが子どもの施策に取り組むに当たりまして、子どもの権利条例の理念を実現するために子どもたちが夢と希望を持って幸せに暮らせるまちづくりを推進されることを期待しますということで条例の前文にもほうにも入ってるような内容なんです。そういった形で答申案を作成させていただきました。よろしく願いいたします。

○会 長： はい。ありがとうございます。この答申案につきまして何か御意見ありませんか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。その他何か事務局のほうからご連絡等ありましたらお願いいたします。

●事務局： はい。どうもありがとうございました。この後、市役所庁内の庁議というところで意思決定をする機関があるんですが、そちらにおきましてこの計画を案について、決定をしまして第2次の計画とするということを3月中に行ってまいります。計画最終確定した段階で、また再度この完成したものを委員の皆さんの方にお送りさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○会 長： ありがとうございます。それでは皆さんの方からなければ終了してよろしいですか。はい、ありがとうございます。

●事務局： 今回3回の委員会を経まして皆さんにご審議いただきまして、いろいろな意見をいただいた中でこの計画案を作成することが出来ました。

この計画にとどまらず先ほど答申案にもありましてとおり、やはりこの条例の理念を実現するためにそれぞれの持ち場においてですね、皆さんが我々職員もそうですし市役所もそうですし市民の皆さんがその理念に基づいて行動していただくということが一番大事なことだというふうに思います。今後も引き続き、この計画続いてまいりますので引き続き皆さんの御協力をいただきながら進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○会 長： それでは以上で、第3回子どもの権利推進委員会を終了します。ありがとうございました。